

社会福祉法人 新栄会

平成29年度事業計画

1. 基本方針

平成29年度は、社会福祉法人制度改革の骨子である組織の強化、事業の透明性の向上、財務規律の強化、社会貢献事業への取り組みのスタートの年です。

本会は、組織強化策として、昨今の労働市場における福祉・医療等の人材確保が厳しい状況が続く中で、本会での就労意向が高まる魅力ある職場づくりを目指し、組織内外での研修の充実、各種資格取得が容易になるための支援、給与体系や就業規則等の見直しによる職員の労働環境の整備、また、役員を対象とした研修や職員との交流事業等に取り組みます。

さらに、特別支援学校・高校・大学・専門学校等よりの実習生の受け入れを積極的に実施し、教職員や学生との連携を図り、福祉サービスの向上に努めていきます。

事業においては、農福連携を目指した農業への取り組みを本格的に始動していきます。就労・生活の支援事業及び特定相談事業の拡充に努め、放課後等デイサービスでは、児童の福祉向上に向けて、地域行事への参加等で様々なイベントやプログラムにアプローチをしていきます

中部地区障害者就業・生活支援センターは、障害者の雇用における差別禁止や合理的配慮の義務化の流れを、利用者が最大限に享受することができる支援を実施し、さらに、職員体制もこれまでの実績が、国の数値目標を大幅に上回ることが評価されての増員が確定し、サービスの更なる拡充に努めていきます。

グループホームは、利用者や関係者の強い要望に応じていくために、虐待等の緊急避難シェルター機能を持つ女性専用ホームの建設に着手していきます。

この変革の中にあって、定款に示されている事業の推進はもとより、地域における身近な社会福祉法人として、本会の有する機能を積極的に地域に提供しつつ、地域と連携した事業を展開し、誰もが社会から排除されない安心して暮らせる社会づくりを目指していきます。

2. 重点活動

(1) 利用者支援

- イ. 利用者の個性に応じた、柔軟性のある支援を可能にするための、利用者及び職員の学習会や研修システムの構築
- ロ. 利用者を取り巻く家族・友人・地域・職場・施設等々の社会環境や社会資源等々を活用した生活支援への取り組み
- ハ. 利用者の心身の健康づくりに配慮した活動プログラムの提供
- ニ. 利用者の多様なニーズに応える情報提供や相談技術等の機能の拡充

(2) 組織

- イ. 現況報告・財務諸表や規程等の整備
- ロ. 法人定款の変更にとまなう組織強化
- ハ. 福祉人材確保に向けた魅力ある職場づくり

(3) 事業

- イ. 複合施設建設の取り組み
- ロ. 地域貢献事業
社会福祉法人に求められている、地域と連携した社会貢献活動の実践
- ハ. 農福連携事業の取り組み

3. 実施事業

- (1) 就労移行支援事業
- (2) 就労継続支援（B型）事業
- (3) 共同生活支援事業（グループホーム）
- (4) 障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）
- (5) 一般相談支援事業
- (6) 特定相談事業

(7) 障害児相談支援事業

(8) 中部地区障害者就業・生活支援センター事業（公益事業受託）

4. 法人運営

(1) 理事会・評議員会の開催

(2) 監査の実施

(3) 役職員研修会・交流会等の開催

5. 苦情解決システムの運用

(1) 第3者委員による定期（月1回）相談会の実施

(2) 苦情受付の広報・啓発の実施

(3) 虐待防止への対応

平成29年度 自立プラザ希織事業計画

1. 定員

- (1) 就労移行支援事業：10名
- (2) 就労継続支援（B型）事業：30名

2. 基本方針

- (1) 自立を目指す障がい者の、自立に必要な職業訓練及び生活訓練の支援を行う。
- (2) 利用者にとって「能力の発見と開発の場」及び「訓練と就業を同時に可能にし、安心して働ける場」として、利用者の職業生活の安定に向けて支援を行う。
- (3) 利用者は一人の労働者であると同時に一人の納税者であるとの認識のもとに、ノーマライゼーションの理念の具現化を図る。

3. 指定施設上の運営方針

- (1) 利用者に対して、自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、必要な訓練及び職業の提供を適切に行う。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定障害福祉サービス事業を提供する。
- (3) できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結びつきを尊重した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行なう者、その他の保険医療サービス又は福祉サービス事業を提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 前3項のほか、「障害者総合支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省第171号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施する。

4. 支援計画

(1) 基本原則

利用者の意向による就業の機会を提供し、利用者の作業意欲を向上させ、就労自立を醸成するとともに、作業面及び社会生活面での能力の発揮を促し、社会的自立を促進するように以下の支援を行う。

(2) 支援内容

- ・相談・助言
- ・適切な技術による作業指導・訓練及び職業の提供
- ・生活支援
- ・地域生活移行支援
- ・食事（昼食のみ）
- ・レクリレーション行事
- ・健康管理

(3) 工賃向上（就労継続支援事業 B 型）

工賃向上に向け、新商品の開発、販売路の開拓、施設外授産の開拓などを行い授産収入アップ、利用者への工賃アップを行っていく。

5. 各支援内容

(1) 「就労移行支援事業」

利用者の能力と可能性を引出し、一般企業での就職を可能にすることにより、社会参加・地域生活遂行を促進することを目的に就労支援に取り組んでいきます。就職後は、職場定着ができるよう継続的支援を実施し事業主と連絡・調整を密にフォローアップを行っていきます。

①支援内容

利用者へは、職場適応の為の作業面・生活面での評価策定を元に個別支援プログラムを作成し段階的支援を行う。

- ・利用者へは、家族との協調支援も取り入れ、家庭生活も含め就職に向けての心構え、コミュニケーションの取り方、及び社会資源の利用方法の支援を行う。
- ・就職前訓練として、企業内授産への参加、企業で働くことの楽しさ、厳しさ、コミュニケーションの取り方を体験させ就職準備を行う。
- ・職場見学を行い、いろいろな職種への情報提供を行っていく。
- ・実習先を開拓し、就業準備訓練の機会を増やすことで一般就労への自信を持たせる。
- ・就労支援強化に向けて、研修へ職員を派遣し、就労支援方法の向上に努め、特色ある就労支援の確立を目指す。
- ・関連機関との連携、中部地区障害者就業・生活支援センター、沖縄県障害者職業センター、職業安定所との連携強化に努める。

②発達障がい者への支援内容

知的障がいを伴わない発達障がい者（自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害）の障がい特性に応じた就労支援計画を作成しプログラムに沿った就労支援に取り組んでいく。

- ・基礎訓練の中で就職前に必要なルール・マナーなどの情報提供
- ・報告・連絡・相談のコミュニケーションスキル
- ・グループワーク
- ・個別面談

(2)「就労継続支援事業（B型）」

- 1、働きながら、住み慣れた地域で生活できるように、本人の能力と働く意欲を尊重し、利用者に可能な作業の提供（所得の向上を目指した作業場の確保）及び技術支援・援助を実施する。
- 2、作業内容は、下記の5点に観点に配慮しながら実施していく。
 - (ア) 地域の実情に応じた作業。

(イ) 製品の需要があり一定の作業量が確保でき、継続的に行える作業。

(ウ) 利用者の障がいの状況と作業ペースに応じた時間配分が可能で、能力開発を促進する作業。

(エ) 利用者の安全と健康が確保でき、創意工夫ができる作業。

(オ) 地域住民と交流できる作業。

①上記の趣旨に基づいて、次の作業を実施する。

- ・施設外授産 ・縫製・刺繍班 ・木工園芸班
- ・公園清掃・草刈作業 ・企業請負作業
- ・農耕・園芸（農福連携の実施）

②作業の報酬としては利用者全員の工賃を保障し、一労働者としての自覚を育てる。

支給は工賃規定に基づき正當に評価して支給する。

③工賃アップにつながる新たな作業種目の導入について検討していく。

④一般就労や社会生活能力の向上に向けた作業班の体制を検討していく。

⑤利用者の希望により、工作機械やミシン等の習得に向けて個別支援を行う。

(3) 社会資源・ネットワーク活用支援

地域において、主体的な生活ができる場や条件を確保できるよう、福祉保健領域の関係機関や福祉施設、及び特別支援学校などの教育機関、当事者団体、市町村、ボランティア、権利擁護の機関などの、さまざまな機関や組織を含む支援ネットワークと連携を図りさらに地域の人等、あらゆる社会資源を活用した支援を行う。

※就労継続支援事業（B型）、就労移行支援事業の各支援をより効果的に行うために必要不可欠な支援。

平成29年度 処遇・支援年間計画

活 動 内 容		
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・年度事業計画説明会（利用者・家族）（28日） ・利用者・保護者との面談（今年度の支援報告及び要望等調整）（4月3日～28日）、交通安全運動 	毎月第3金曜日
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・残食調査（5月22日～26日） 	クラブ活動 （午前日課）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域清掃 ・施設対抗球技大会（16日） ・工賃会議 	・スポーツ
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ボーナス支給 	・映画鑑賞
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・18周年開所記念日 ミニミニ運動会（18日） 個別支援計画モニタリング 	・ドライブ
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断（第一回）15日・嗜好調査（11日～15日） ・防災訓練・救急法講習会7日 ・障がい者合同面接会 	・第三者委員来所 （苦情解決）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄市福祉まつり（7日～8日） ・交通安全運動 	毎月第4火曜日
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆうあいスポーツ大会（25日） 	・健康相談日
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・残食調査11日～16日・ゆいフェスティバル（2日） ・宿泊訓練・忘年会（21日、22日） ・利用者ボーナス支給 ・沖縄市福祉展示フェア（4日～8日） ・年末大掃除 ・御用納め 	毎月第1金曜日 誕生会
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・初詣（年始会）・20歳の提言・新成人祝い ・鏡開き ・生年祝い 	毎月第1水曜日
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画書モニタリング ・サクラ見学（みかん狩り）（3日） 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画書モニタリング・健康診断(16日) ・防災訓練(9日)・嗜好調査（12日から17日） ・次年度諸準備 	

平成29年度年間給食計画

栄養管理

①献立作成

- 1) 季節感のあるメニューを取り入れる。
- 2) 栄養バランスのとれた食事を提供する。
- 3) 洋風・和風・沖縄料理などメニューの多様化。
- 4) 行事食に心をこめて対処し、由来等についても説明を行う。
- 5) 週（水・金）は紅茶を提供して安らぎのひとときをもてるようにする。
- 6) 月1回、誕生会を開いて松花堂弁当でおもてなしをする。
- 7) 温かいものは温かく、冷たいものは冷たく作りたてを提供する。
- 8) アレルギー食提供。

②給食会議

- 1) 月に1回行い、利用者の立場を考えながら豊かな給食時間を作れるよう検討する。
- 2) 行事や季節にあった食事メニューについて話し合う。

③検食記録

職員が事前に給食を検食してチェックする。

④保存食（2週間冷凍保存）

⑤調査

- 1) 残食調査により、食材の分量、残食量、残食の理由等の実態の把握をしていく。
- 2) 嗜好調査（アンケート方式）により利用者の嗜好を理解し、献立に反映していく。

⑥衛生管理

- 1) 月1回の定期検便（O - 157 の検査も含む） 厨房職員
- 2) 年4回の害虫駆除
- 3) 調理師衛生チェック（爪・手指のけが・身体・服装等）
- 4) 厨房の大掃除（年2回）

⑦その他

栄養管理等が必要な利用者に対しては、家庭と連携をとって支援を行っていく。

平成29年度給食管理計画表

内 容		月											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
栄 養 管 理	献立作成	←----- 毎月実施 ----->											
	給食会議	←----- 毎月実施 ----->											
	検食記録	←----- 毎日実施 ----->											
	保存食	←----- 毎日実施 ----->											
	残食調査		○							○			
	嗜好調査						○						○
衛 生 管 理	食品衛生点検表	←----- 毎日実施 ----->											
	検便	←----- 毎月実施 ----->											
	厨房大掃除			○						○			
	害虫駆除	○			○			○			○		
	業者別搬入時間 及び温度記録簿	←----- 毎日実施 ----->											
行事食	←----- 随 時 ----->												
栄養指導	←----- 随 時 ----->												
食数表	←----- 毎日実施 ----->												
安 全 管 理	施設安全点検表	←----- 毎日実施 ----->											

平成29年度 相談支援センターさと 事業計画

1. 目的

障がい者が「尊厳をもって生活できるための支援・生きがいの持てる生活設計の支援・地域で生活し自立していけるための支援・快適な生活ネットワークを築ける支援」を行い、障がい者一人ひとりの意向を尊重し、多様な福祉サービスや社会資源が総合的に活用されるように創意工夫をし、自立した社会生活を営むことができることを目的とする。

2. 指定特定相談支援事業

利用者の意向を踏まえ、それぞれの地域で日常生活、社会生活を実現できるように、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。ご本人の生活に対する意向や悩み等を聞きながら、利用計画（サービス等利用計画）を作成していく。

(1) 事業概要

相談支援事業を通し、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

(2) 利用対象者

- ・ 障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者
- ・ 障害福祉サービスを利用するすべての障害児

(3) 事業内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定される「特定相談支援事業」の業務を通じて適切に実施する。

イ. 相談

(1) 生活全般に関する相談

(2) サービスの利用意向（現在のサービス）

(3) 解決すべき課題の整理

ロ. サービス担当者会議の開催

- (1) 複数サービスに共通の支援目標
- (2) 役割分担

ハ. サービス等利用計画の作成

- (1) 生活に対する意向
- (2) 総合的な支援の方針
- (3) サービスの目的

二. モニタリング

- (1) 本人の意向
- (2) 計画の達成
- (3) サービスの種類、内容、支給量

3. 平成 29 年度 事業の実施計画

- (1) サービス等利用計画の件数・・・500件

	沖縄市	那覇市	うるま市	恩納村	宜野湾市	北中城村	北谷町	中城村	読谷村
者	250	1	20	5	10	10	10	10	1
児	156	0	5	0	5	5	5	5	2
計	406件	1件	25件	5件	15件	15件	15件	15件	3件

- (2) モニタリング件数・・・1,420件

(新規利用者・継続利用者の状況によりモニタリング回数の変動あり。)

	沖縄市	那覇市	うるま市	恩納村	宜野湾市	北中城村	北谷町	中城村	読谷村
者	730	3	55	15	20	20	30	30	3
児	445	0	13	0	10	10	15	15	6
計	1175件	3件	68件	15件	30件	30件	45件	45件	9件

平成 29 年度 中部地区障害者就業・生活支援センターにじ事業計画書

1 目的

中部地区障害者就業・生活支援センターにじ(以下支援センターという)は、職業生活における自立を図るために、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、生活支援部門と就業支援部門の緊密なる連携を図り、職業準備訓練や実習、就職、職場定着に至るまでの相談、援助を一貫した支援をします。

2 基本方針

平成 28 年から「障害者の権利条約・障害を理由とする差別解消法」が施行され、社会全体で差別を禁止し合理的配慮の提供をする事になりました。労働の場を提案する事だけに注視せず、本質から外れずに、障がいのある方、職場のアセスメントに重点を置き当事者・職場と協働して合理的配慮を設定し具体的な支援方法を助言していきます。

最近の相談ケースにおいては、精神面にサポートが必要な方の相談が増加し精神科受診の割合が高い比率となっています。又、発達障がいの方の相談が増加し多様化していると同時に、手帳未取得の段階から相談を受けるケースも増える傾向にあります。

又、特別支援学校の個別移行支援計画においては、卒業後の支援を円滑に引き継いでいく為に在学中からの関わりが必要で、在学中から卒業後までの一貫した支援体制の取り組みを強化していきます。

地域の就労系障がい福祉サービス事業所との連携を密にしコーディネーターとしての役割を図ります。

この様な状況の中、限られた職員で対応し多様化するニーズに応える為に職員のスキルアップと「支援の質」を絶えず意識し関係機関(ハローワーク・福祉・教育・行政・医療・相談支援事業所・障害者職業センター・発達支援センター等)と連携し総合的支援体制を構築し障がいのある方が、活き活き(生き生き)と暮らし働ける環境作りに取り組んでいきます。

3 対象者

職業準備訓練その他の職業リハビリテーションサービスを受けることにより、職業生活における自立を図ることが見込まれる方。沖縄障害者職業センターの職業評価に基づき策定された職業リハビリテーション計画により、支援センターで行う職業準備訓練等の措置を受けることが適当であると判断された方。又、就労意欲のある方。

4 事業内容

<就職に向けた支援>

- ① 評価と個別支援計画
- ② 基礎訓練の実施(対象者の生活環境及び特性を考慮し、提携施設と連携)
- ③ 職場実習の実施(業界別受け入れ企業の確保)
- ④ 就職に向けた準備(履歴書の書き方、面接の練習等)
- ⑤ 就労移行支援事業所等に対する職場実習先への斡旋と求職支援
- ⑥ 企業に対し採用計画のアドバイス

<在職に対する支援>

- ① 職場定着支援
- ② 就業中の状況把握(職場訪問)
- ③ 職場不適応への対応(直属の上司・家族・本人との話し合い)
- ④ 職業生活全般に係る相談の実施(電話・メール・訪問)

<生活支援>

- ① 働くための生活リズム
- ② 金銭の使い方等
- ③ 対人関係(コミュニケーション方法)
- ④ 異性の接し方
- ⑤ 居住地(住まいの場)の対応
- ⑥ 病院受診への付き添い(服薬管理に対しての助言アドバイス)
- ⑦ 支援対象者の家族支援
- ⑧ 携帯電話の正しい使い方
- ⑨ 各種手続きに関する支援(暮らし全般)
- ⑩ 職場環境にふさわしい身だしなみ
- ⑪ 休日・余暇の過ごし方
- ⑫ 地域生活・生活設計・社会資源に関する助言

<事業主支援>

- ① 障害特性を踏まえた雇用管理の助言
- ② 業務変更に伴う仕事の組立て

5 事業の実施計画

(1) 支援対象障がい者の就職件数

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
3	26	10	1	40

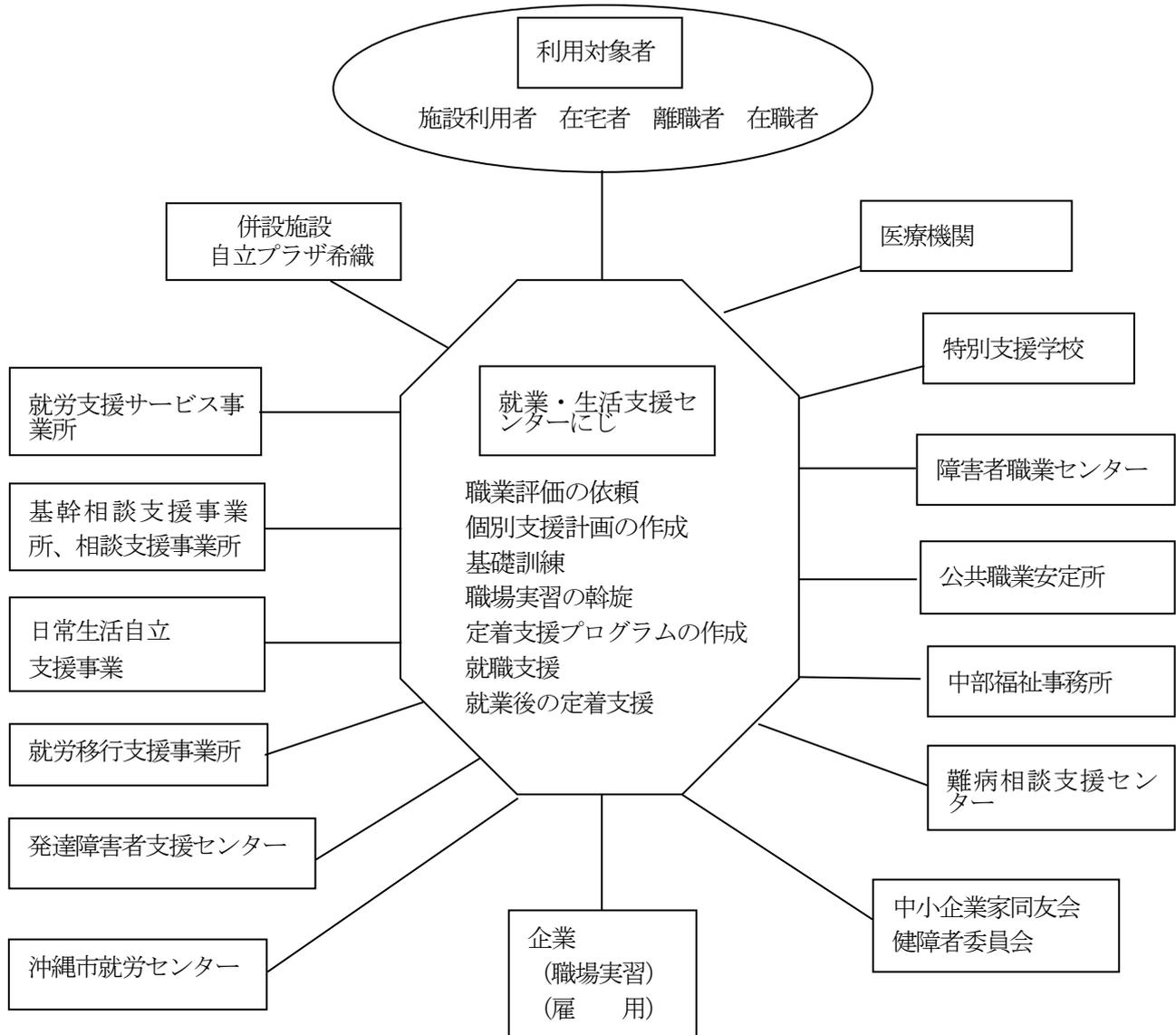
(2) 職業準備訓練及び職場実習の斡旋件数

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
3	28	12	2	45

(3) 職場訪問による定着支援件数

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
120	1,100	260	12	1,492

6 業務提携



※沖縄市障がい就労支援業務について

平成18年10月より沖縄市役所内に設置された就労支援センターに職員を派遣し、沖縄市在住の障がい者を対象に就労相談を週2日(火・金) 外部支援として職場開拓及び就労者の定着支援を週3日(月・水・木) 行います。又、障がい者雇用への促進を図る為、一般の方の就労支援を担当する(株)ケイオーパートナーズや他関係機関と連携し手帳を所持しない発達障害の方の支援体制を強化します。難病の方の支援やニート(ひきこもり) の支援も行います。又、特別支援学校の在学中から連携を密にし支援を強化します。

その他、ハローワーク、社会福祉施設、医療機関、特別支援学校等の関係機関と連携・調整を行い、事業主に対しても障がい者雇用の斡旋及び雇用後の定着支援も行なっていきます。

平成 29 年度 「共同生活援助事業所 ゆーき」 事業計画

1. 方針

当法人の方針である、「障がい者の自立に向け、就労の機会の拡大・開拓の促進と生活支援等を積極的に行う」、生活部門における居住サービスを提供する。主に一般就労や就労移行支援事業を利用している方を対象として、利用者自らの経済力と将来の目標に合わせ、暮らし方を選択し決定する援助を行なう。

さらに、早期の自立が可能な利用者の為の居住サービス支援として「サテライト型グループホーム」を活用し、社会で一人暮らしをする知識を習得する場を提供する。また、ホーム利用を希望する女性利用者のニーズに応えるために、女性専用のグループホームの新築計画を推進していきます。併せて利用者や施設増加に伴うサービス向上に向けての職員体制の強化に努めていきます。

2. 重点施策

- (1) 安心・安全・快適な住環境の整備
- (2) 事業内容・支援方法のわかりやすい情報提供
- (3) 利用者の意向・支援経過等家族への適切な情報提供
- (4) 関係行政機関・関係事業所との連携
- (5) 相談支援機能の充実
- (6) 地域生活者としての近隣との繋がり、自治会等と関わるための情報提供

3. 支援内容

- (1) グループ生活や働く為の規則・規律の社会適応支援
- (2) 自己責任（選択・決定）の支援
- (3) 自立の促進・社会生活を充実させる為の目標設定の支援
- (4) 社会資源の活用支援
- (5) 社会貢献に対する支援
- (6) 食生活・医療等の健康に対する支援

4. サービス管理責任者の役割

利用者・家族の要望に応じ、自立に向けた支援計画の策定、関係機関と連携を図り、必要に応じ相談・調整等を行う。

世話人に対しては、利用者の障害の特性が理解できるよう支援し、常に利用者の立場に立ってサービス提供を行うよう連携を図る。

5. 世話人の役割

利用者が自立を目指し地域において共同して日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体及び精神の状況並びに、その置かれている環境に応じて、共同生活住居において食

事の提供・相談その他の日常生活上の支援を行う。

6. 人材育成（職員研修）

- (1) ケアマネジメント研修
- (2) 日常生活、職業生活におけるアセスメントのスキル研修
- (3) 福祉機関及び労働機関等の研修会への参加
- (4) 関係機関等における世話人研修

7. 安全管理

防災等の緊急避難については、北谷町宮城区自治会の訓練に積極的に参加し、意識の向上に努め、グループホームにおいても緊急連絡先や緊急避難マニュアルを作成し、適宜に訓練を行う

8. 利用者数（定員）

グループホーム	7名
サテライト型グループホーム	1名

平成29年度 放課後等デイサービスちゅらら事業計画

1. 定員

- (1) 放課後等デイサービス：10名
- (2) 日中一時支援事業：10名

2. 基本方針

- (1) 障がいのある就学時に対して放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力の向上のため継続的な訓練等を行う。
- (2) 学校教育と相まって障がい児の自立を促進すると共に放課後の居場所作りを行う。
- (3) 日中活動の場を設ける事で、日常介護している保護者や家族の負担軽減を図る。

3. 指定施設上の運営方針

- (1) 日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応に適応する事ができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。
- (2) 地域との結びつきを重視し、利用児童の所在する市町村、そのほかの指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供するものとの密接な連携に努める。
- (3) 前2項のほか、児童福祉法及び「児童福祉に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

4. 支援計画

(1) 基本原則

屋内・外での活動を通して様々な経験を積み、成功体験を重ねる事で児童の自己肯定感を高めると共に、他者との関わりの中で社会的ルールやマナーを習得出来るように支援を行う。また、地域交流行事等を取り入れながら将来の自立に向けた興味・関心の幅を広げる。

(2) 支援項目

- ・日常生活動作の援助

- ・創作活動
- ・社会適応訓練
- ・機能訓練
- ・レクリエーション
- ・食育
- ・健康管理

(3) おやつ、食事の提供

日々のおやつや長期休暇、学校行事の振替休日など朝から利用の際には希望に応じて給食の提供を行います。配膳・下膳や使った食器を洗うなどを経験しながら食事時間のマナーの習得を図ります。

(4) 送迎サービス

保護者の要望に沿って学校と自宅への送迎を行ない、交通ルールを理解や安全確認の習得を行います。

(5) 開所時間

平日（月曜日から金曜日）：10時～19時

土曜日、長期休暇（夏休みなど）：8時30分～17時30分

休日：日曜日、祝日、年末年始

5. 各支援内容

(1) 放課後等デイサービス事業、日中一時支援事業

放課後や日中活動の場を提供し、一人一人の持つ力を大切に日常生活能力の向上やコミュニケーション能力の向上に繋がる支援を行います。小学生、中・高校生のように成長段階に合わせたグループ学習などを用いて就学期終了後の社会生活に向けた土台作りを心掛け、職員は施設内外での研修や勉強会に参加し支援の質を高めると共に個々に合った支援方法で以下の支援に取り組んでいきます。また、地域交流行事や野菜類の収穫・調理を楽しみながら経験する事で将来の自立した生活への興味・関心の幅が広がるように援助します。

- ①日常生活動作の援助として排泄や着替え等の基本的な身辺自立を目指します。
- ②創作活動を通して観察する（見る）力を養い、指先の機能向上を図ります。
- ③機能訓練ではバランスボール等の道具を使った遊びを通して、身体機能の向上に繋がります。
- ④社会適応訓練として買い物支援を通じた金銭授受の理解やパソコン操作の指導、地域交流行事の参加等を通じた公共のマナーの習得や社会生活で必

要な能力の向上を目指します。

- ⑤レクリエーションでは、グループ活動を通して集団でのルールや他者との関わり方を学びます。
- ⑥希織の畑で栽培した季節の野菜・果物の収穫やその調理を体験する事で食育に繋がります。
- ⑦健康管理の一環として検温や手洗い・うがいの重要性の理解を図ります。
- ⑧保護者の方が抱える療育の悩みや不安等の気持ちに寄り添い、希望の際には個別での面談を行い精神的な負担軽減を図ると共に福祉サービス情報の提供を行います。

6. 月別行事計画

月 別 行 事	
4月	あやはしまラソン（親子参加）、 進級・進学祝い、誕生会
5月	ボウリング大会、誕生会
6月	調理実習、誕生会
7月	カラオケ大会、親子カレーパーティー
8月	水遊び体験、社会見学、作品展示・販売会、誕生会
9月	敬老会（地域交流）、誕生会
10月	ハロウィン（地域交流）、誕生会
11月	芸術の秋（文化・芸術体験）、誕生会
12月	クリスマス会、誕生会
1月	正月遊び、書初め、誕生会
2月	節分行事、調理実習、誕生会
3月	遠足、誕生会